

マイナンバー通知カードを送付します



平成27年10月からマイナンバー(個人番号)が付与され、市民の皆さんにマイナンバーを記載した「通知カード」を送付します。お手元には10月下旬ごろに到着する見込みです。

- 住民票の住所に世帯分をまとめて世帯主あてに送付します。
- 転送不要の簡易書留で送付します。(郵便の転送手続きをしても転送できません)

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

通知カードって、なに？



「通知カード」とは、券面に「住所・氏名・生年月日・性別・12桁のマイナンバー」が記載された紙製のカードです。

この通知カードは平成28年1月から社会保障・税に関する申請手続きに免許証などの身分証明書と併せて提示が必要となります。

市役所にお出でになる際は必ず持参してください。

また、勤務している会社においても社会保障の手続きなどで提示が求められます。

★★再発行は有料となるため、紛失に十分ご注意ください★★



個人番号カードの交付が始まります

「個人番号カード」とは、本人確認のための公的な証明書となる顔写真付きのICカードで、申請により希望者に交付されます。

なお、有効期限は10年(20歳未満は5年)で、初回の手数料は無料となります。

また、e-TAXなどで使用する電子証明書(有効期限5年)が標準搭載となります。

個人番号カードの交付は、平成28年1月以降、市の窓口で行い、交付時に通知カードおよび住基カード(保有者のみ)を返納することとなります。

個人番号カードの交付申請書は、通知カードと同封により送付しますので、詳しくはそちらをご確認ください。(パソコンやスマートフォンによるWEB申請も可能です)



これまで交付を受けていた住民基本台帳カードはどうなるの？

個人番号カードの交付開始に伴い、平成27年12月で「住民基本台帳カード」の交付を終了します。なお、住民基本台帳カードはカードに記載された有効期限または電子証明書の有効期限まで使用できます。

住民基本台帳カードをお持ちの方も個人番号カードを申請することができますが、その場合、住民基本台帳カードを返納し、個人番号カードを受け取ることとなります。



通知カードは、大切に保管してください



マイナンバーを電話などで問い合わせることはありません。不審な電話に注意し、マイナンバーはおやみに教えないようにしましょう。

〈マイナンバー制度に関するお問い合わせ先〉

コールセンター：0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

●問い合わせ 市民課市民年金室 ☎53-2111(内線282)



市民年金室 伊藤主事